

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	龍ヶ崎市 住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

龍ヶ崎市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書とともに秘密保持事項を記した特記仕様書を綴じ込み締結している。

評価実施機関名

龍ヶ崎市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市民を対象とする行政手続を適切に行い、また、市民の正しい権利を保障するためには、市民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市民の届出に関する制度及びその市民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって市民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、市民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を茨城県と共同で構築している。 市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の茨城県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧市民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪他機関からの情報照会に対応するために、特定個人情報を中間サーバーへ登録 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	住民記録システム（既存住民記録システム）、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステム構成要素のうちの1つである、市コミュニケーションサーバ（以下「市CS」という）において管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市CS部分について記載する。
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第8条（個人番号とすべき番号の生成） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等）

法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)		
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]		
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)		
5. 評価実施機関における担当部署			
①部署	市民経済部市民窓口課		
②所属長の役職名	市民窓口課長		
6. 他の評価実施機関			
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求			
請求先	市民経済部市民窓口課 301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地 電話0297-64-1111		
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ			
連絡先	市民経済部市民窓口課 301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地 電話0297-64-1111		
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した			
適用した理由			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
[○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

下記の通り人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じているため、十分であると考えられる。

- ・特定個人情報の記載がある申請書等の施錠保管
- ・特定個人情報の記載がある不要な申請書、通知カード等の定期的な破棄
- ・特定個人情報の記載がある帳票が机上やプリンターに放置されていないかの日時点検 等

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、万が一情報漏洩漏えい等の事案が発生した場合の対応について職員研修を実施しており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月5日	Ⅱ 1, 2 いつ時点の計数か	平成28年10月31日	平成29年4月30日	事後	しきい値を再確認したため
平成29年7月5日	I 4 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) :第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 20, 22, 22-2, 23, 24, 25, 26-3, 27, 28, 31, 32, 33, 37, 38, 39, 41, 43, 43-3, 44-2, 45, 47, 48, 49-2, 50, 51, 53, 55, 56, 57, 58, 59, 59-2, 59-3条 ※別表第二の21, 30, 34, 39, 40, 58, 59, 89, 105の項に係る主務省令は未発出	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85-2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) :第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 20, 22, 22-2, 23, 24, 25, 26-3, 27, 28, 31, 32, 33, 37, 38, 39, 40, 41, 43, 43-3, 43-4, 44-2, 45, 47, 48, 49-2, 50, 51, 53, 55, 56, 57, 58, 59, 59-2条 ※別表第二の21, 30, 34, 39, 40, 58, 59, 89, 105, 117, 120の項に係る主務省令は未発出	事後	番号法別表第二の主務省令を記載したため
平成30年7月13日	Ⅱ 1, 2 いつ時点の計数か	平成29年4月30日'	平成30年4月30日'	事後	しきい値を再確認したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月13日	I 4 ②法令上の根拠	*番号法第19条第7号、番号法19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :なし ※住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85-2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) :第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 20, 22, 22-2, 23, 24, 25, 26-3, 27, 28, 31, 32, 33, 37, 38, 39, 40, 41, 43, 43-3, 43-4, 44-2, 45, 47, 48, 49-2, 50, 51, 53, 55, 56, 57, 58, 59, 59-2, 59-3条 ※別表第二の21, 30, 34, 39, 40, 58, 59, 89, 105, 117, 120の項に係る主務省令は未発出	*番号法第19条第7号、番号法19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :なし ※住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85-2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) :第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 20, 22, 22-3, 22-4, 23, 24, 24-2, 24-3, 25, 26-3, 27, 28, 31, 31-2, 31-3, 32, 33, 37, 38, 39, 40, 41, 43, 43-3, 43-4, 44-2, 45, 47, 48, 49-2, 50, 51, 53, 55, 56, 57, 58, 59, 59-2, 59-3条 ※別表第二の21, 30, 89, 105の項に係る主務省令は未発出	事後	番号法別表第二の主務省令を記載したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月30日	I 3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第8条(個人番号とすべき番号の生成) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求による住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第8条(個人番号とすべき番号の生成) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求による住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	法令上の根拠を再確認したため
平成31年4月30日	I 5② 所属長の役職名	市民窓口課長 川村昭	市民窓口課長	事後	氏名の削除
平成31年4月30日	II 1, 2 いつ時点の計数か	平成30年4月30日	平成31年4月30日	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月30日	VI リスク対策		新様式対応	事後	新様式対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月30日	I ⑦特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	市民生活部市民窓口課	市民生活部市民窓口課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	事後	
平成31年4月30日	I ⑧特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	市民生活部市民窓口課	市民生活部市民窓口課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	事後	
令和2年4月30日	II 1, 2 いつ時点の計数か	平成31年4月30日	令和2年4月30日	事後	しきい値を再確認したため
令和4年5月31日	I 4②法令上の根拠	・番号法第19条第7号, 番号法19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :なし ※住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85-2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) :第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 20, 22, 22-3, 22-4, 23, 24, 24-2, 24-3, 25, 26-3, 27, 28, 31, 31-2, 31-3, 32, 33, 37, 38, 39, 40, 41, 43, 43-3, 43-4, 44-2, 45, 47, 48, 49-2, 50, 51, 53, 55, 56, 57, 58, 59, 59-2, 59-3条 ※別表第二の21, 30, 89, 105の項に係る主務省令は未発出	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第20条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2の2,第31条の3,第32条,第33条,第37条,第38条,第39条,第40条,第41条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条の3,第44条の5,第45条,第47条,第48条,第49条,第49条の2,第50条,第51条,第53条,第54条,第55条,第56条,第57条,第58条,第59条,第59条の2の2,第59条の2の3,第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	番号法の変更に伴う修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月31日	Ⅱ 1 一つの時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和4年5月31日	Ⅱ 2 二つの時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年5月31日	I 1. ②事務の概要	市民を対象とする行政手続を適切に行い、また、市民の正しい権利を保障するためには、市民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市民の届出に関する制度及びその市民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって市民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、市民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を茨城県と共同で構築している。 市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報 を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の茨城県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機	市民を対象とする行政手続を適切に行い、また、市民の正しい権利を保障するためには、市民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市民の届出に関する制度及びその市民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって市民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、市民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を茨城県と共同で構築している。 市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報 を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の茨城県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月31日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第8条(個人番号とすべき番号の生成) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	法令上の根拠を再確認したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月31日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第20条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2の2,第31条の3,第32条,第33条,第37条,第38条,第39条,第40条,第41条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条の3,第44条の5,第45条,第47条,第48条,第49条,第49条の2,第50条,第51条,第53条,第54条,第55条,第56条,第57条,第58条,第59条,第59条の2の2,第59条の2の3,第59条の3 （別表第二における情報照会の根拠） ・なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない）	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第20条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2の2,第31条の3,第32条,第33条,第37条,第38条,第39条,第40条,第41条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条の3,第44条の5,第45条,第47条,第48条,第49条,第49条の2,第53条,第54条,第55条,第56条,第57条,第58条,第59条,第59条の2の2,第59条の2の3,第59条の3 （別表第二における情報照会の根拠） ・なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない）	事後	法令改正に伴う変更
令和5年5月31日	I 5. ①部署	市民生活部市民窓口課	市民経済部市民窓口課	事後	部署名変更のため
令和5年5月31日	I 7. 請求先	市民生活部市民窓口課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	市民経済部市民窓口課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	事後	部署名変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月31日	I 8. 連絡先	市民生活部市民窓口課 301-8611 茨城県 龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	市民経済部市民窓口課 301-8611 茨城県 龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	事後	部署名変更のため
令和5年5月31日	II 1いつの時点の計数か	令和4年5月31日 時点	令和5年5月31日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年5月31日	II 2いつの時点の計数か	令和4年5月31日 時点	令和5年5月31日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年10月30日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 （1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第20条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2の2,第31条の3,第32条,第33条,第37条,第38条,第39条,第40条,第41条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条の3,第44条の5,第45条,第47条,第48条,第49条,第49条の2,第53条,第54条,第55条,第56条,第57条,第58条,第59条,第59条の2の2,第59条の2の3,第59条の3 （別表第二における情報照会の根拠） ・なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない）	番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） :第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 （1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項） （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） :なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない）	事後	法令改正によるもの
令和6年10月30日	II 1いつの時点の計数か	令和5年5月31日 時点	令和6年10月31日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年10月30日	II 2いつの時点の計数か	令和5年5月31日 時点	令和6年10月31日 時点	事後	しきい値を再確認したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月30日	IV8リスク対策		新様式対応	事後	新様式対応
令和6年10月30日	IV11リスク対策		新様式対応	事後	新様式対応